

心理学における多様性尊重のガイドライン

第1版(草案)

2021 年 11 月

公益社団法人日本心理学会

目次

理念編.....	1
1. 目的	1
2. 利用範囲	1
3. 出発点.....	1
4. 多様性尊重の理念	1
5. 本ガイドラインを制定する背景	2
実践編に入る前に	6
実践編.....	7
1. ジェンダー	7
2. ジェンダー・アイデンティティ	11
3. 性的指向	17
4. 人種・民族・国籍	22
5. 注意欠如・多動症	27
6. 自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム症	33
おわりに	38

理念編

1. 目的

公益社団法人日本心理学会（以下、本学会）は、心理学がかかわる研究・教育・臨床・実践等の活動において、人々の多様性を認め、人権を尊重し、多様な社会的属性や個人的特性を持つ人たちが差別されることなく、苦痛や不利益を被ることなく、安心して活動できるよう、多様な背景を持つ者の権利と尊厳を守るための指針として、心理学における多様性尊重のガイドライン（以下、本ガイドライン）を制定する。

2. 利用範囲

本ガイドラインは、本学会の会員を対象に、心理学研究・教育・臨床・実践等における多様性配慮のための指針を示すものである。社会生活全般における多様性配慮に関しては、基本的人権が前提にあり、また、日本心理学会の会員としての行動規範としては、日本心理学会倫理規程による。

3. 出発点

心理学研究・教育・臨床・実践に関わる活動の中で、自身の行為が、特定の集団へのステレオタイプを助長したり、特定の集団への偏見や差別につながったり、もしくは、特定の集団を社会の中で周縁化させてしまう可能性を自覚しなくてはならない。心理学は心と行動に関する学問であり、人や動物に関する科学的知見を多く発出してきたが、それと同時に、過去の心理学研究の多くが、特定の集団（欧米・高学歴・先進国・富裕層・民主主義社会）を対象として研究を行ってきた歴史的背景もある。また、近年では、多様性の尊重が人類の重要な社会課題であるが、心理学に関わる活動の中で、それらが十分に考慮されているとはいえない状況がある。心理学が心や行動に関わる学問であるからこそ、人の多様性を十分に検討し、全ての人の人権が尊重されるよう細心の注意を払い、多様な個人の尊厳が守られる社会基盤に貢献する必要がある。こうした考えから、本ガイドラインを着想し、11名の会員によるワーキンググループを発足し、本ガイドライン第一版を作成するに至った。

4. 多様性尊重の理念

- 多様性とは、人の社会的属性や個人的特性は画一的ではなく、他者と異なる部分や類似する部分があることを示す。社会には多様な属性があり、人は多様な特性やアイデンティティを持っている。すなわち、多様性を認めるということは、社会は多様であることを理解認識し、全ての人の人権を明確に認めることである。
- 人は、一人一人異なるからこそ、個人はかけがえない存在であり、その生存権と内在的な価値は守られ尊重されなければならない。多様性を受け入れて尊重するということは、全ての人に画一的な価値観や考えを押し付けない、属性や特性の違いに優劣をつけない、相違点でその人を判断しないということである。

- 多様性に対する配慮の形には、一般的な正解はないため、文脈や場面に応じた配慮の検討が必要となる。多様性に対する理解を深め、常に相手の社会的属性、特性、アイデンティティ等を認識し尊重することが、文脈や場面に応じた多様性への配慮を意識した行動につながる。
- 自身が持つ特権性および先入観や偏見は、時に自覚せず表出する結果、他者や社会に影響を及ぼす。自身の特権や先入観が心理学研究・教育・臨床・実践等の活動に及ぼす影響を認識することは、個人や組織における意識的もしくは無意識的な差別や排除をなくし、特定の人たちの周縁化を防ぐことにつながる。
- 心理学研究や教育の成果は社会資源の一つであり、人々に公正に資源分配されるための追求と努力が必要となる。多様なメンバーが集団を構成し、共生することで、豊かな社会資源が創造され、その豊かな社会資源がさらなる多様性を生むのである。

5. 本ガイドラインを制定する背景

1) 配慮が必要な背景

心理学研究・教育・臨床・実践にたずさわる者、心理学の教育や訓練を受け心理学を社会に役立てる職務についている者、その一人一人が多様性を前提として活動することが望まれている。これは「すでに社会は多様である」ということがアプリアリであると認識できるように求められているからである。

しかしながら、心理学に関わる様々な活動がこうした認識に立って営まれてきたとは言いがたい。むしろ社会が多様性に満ちていることへの自覚が不十分であったと言わざるを得ない。たとえば、日本語で行った研究の場合、実験協力者の中に日本語を解す非日本人がいたかもしれない可能性があっても、日本人であることを前提として論文内で考察がなされていることがある。あるいは、性別選択欄が男女しか設けられていない慣習について、項目作成者側が、選択に戸惑いを覚える人がいることへの自覚がないこともある。

なぜこのようなことが常態化するのか。「特権集団」という言葉によって、社会的な力をもともと強いという意味だけでなく、その社会を代表する価値観やイメージ、経験を有する集団を表現した文化心理学者 Goodman (2011) の説明は、その糸口となるだろう。彼女は「特権集団の人々は、自身の文化に囲まれており、それゆえそのことに気づかない。自分をむしろ個人として認識し、社会的権力や特権を持った集団の一員としての自覚はあまり持たない」と喝破した。

このように、心理学に従事する人々が自分たちを「特権集団の一員」とであると自覚していなければ、多様性への無配慮が起こることは想定できよう。特権集団とは、社会構造として歴史的背景から優勢となっている集団である。日本社会では、日本人であることが特権である。男性社会では男性であることが特権である。そのような社会では、「日本人女性」は、性別では特権を有してはいないものの、国籍では特権を有しており、「日本人男性」は、二つの特権を有していることになる。社会には多数の社会的属性があり、人はそれらの複数の属性に属していると考えられ、複数の社会的属性や社会的アイデンティティ

に起因する特権や経験は、単一の属性やアイデンティティの和ではなく、複雑に交差している（Crenshaw, 1989）。そのため、属性の数だけ特権集団があり、複雑に交差した特権がある。

さらに、無自覚さだけでなく、自覚はしていても、「少数だから」という理由で配慮をしないということも起こりうる。「意図的な無知（Lazarre, 1996）」と呼ばれるこの現象は、現状のままでも問題なく過ごせるために、向き合うことを避けることが許されている特権集団の特徴である。心理学に関わる活動の文脈で考えれば、心理学に従事する人々が「多様性を配慮しなくても困らない特権」があることによって、少数者への無配慮が維持・強化されてきたといえる。

多様性が尊重されないことによる悪影響として心理学が明らかにしてきた概念としては、マイノリティ・ストレス（Allport, 1954; Crocker, Major, & Steele, 1998; Goffman, 1963; Jones et al., 1984; Link & Phelan, 2001）が挙げられよう。これは、スティグマ・偏見・差別によって敵意的でストレスフルな社会的環境が作り出され、メンタルヘルスの問題を引き起こすことを説明したモデルである。マジョリティが微細だとみなす内容も、マイノリティにとっては排除の累積となり、精神的健康を脅かす（Meyer, 2003）。

2) 心理学研究のこれまで

今日の心理学の現状を踏まえば、心理学の多くの分野（臨床心理学も含む）が、自然科学との方法的接近を強めて発展してきたことは事実であろう。自然科学は“自然現象に関する一般理論”を追究しようとするものであるから、心理学の場合は“人の行動現象に関する一般理論”を追究しようとする。しかしながら、人（研究対象者）には様々な背景があったり、属する社会などの環境も異なったりするため、自然科学と異なって心理学研究では「多様性」を考慮しなければならない。

このような状況で一般理論の追究を担保するために、心理学では厳密な研究計画法および統計法を重視してきた。統制された計画において研究が展開され、多くの場合は、均一性が保たれた（研究対象者の属性が統制された）集団を対象とした有意性検定により、条件の効果や関連性の有無が判断される。

研究計画法や統計法に関する知識や技法は、多くの大学における心理学教育でも必修科目として扱われることが多い。しかしながら、過度に厳密性を求める（過度に条件や環境を統制する）ということは、同時に、本来そこに存在するはずの情報をそぎ落とす可能性があることも理解しておく必要がある。心理学が自然科学との方法的接近を強めることで一定の成果を得てきたとしても、心理学が人を対象とする学問であるならば、研究の前提となる多様性を無視することはできないはずである。

3) 多様性を考慮した心理学研究の今後

心理学に自然科学系の研究手法を取り入れることで今日があり、厳密に条件統制され見出された知見と日常生活との対応の程度を論じることによって、その生態学的妥当性を担

保してきたことはいうまでもない。しかし、このことを踏まえてもなお、次の3点について留意する必要がある。

一つ目は、研究者自身の志向や態度に基づいて発生する問題である。例えば、研究者が、特定の環境因が人の心理に対して悪影響（あるいは相互作用）があることを認め、その具体的問題解決を目指した研究を行う場合等において、先鋭化する問題である。つまり、研究から導き出された結論が、時として有機体を取り巻く地理的・物理的生活環境そのものに直接的に影響を与え得るのである。言い換えるならば、研究や教育の帰結には、時として、ある種のイデオロギーが含まれやすいことを自覚する必要がある。さらに、厳密な計画に基づいた知見であったとしても、たとえそれが時系列を考慮したものであっても、それは統計学的には限られた条件での予測にしか過ぎず、その限界は常に留意する必要がある。

二つ目は、心理学者が、日常生活で生じている様々な問題への解決策を探っていく上での、受益者に向けた説明責任、すなわちアカウンタビリティの問題である。自然科学的方法の多くを取り入れた心理学であっても、それを日常生活につなげていくために、経済学、教育学、社会学といった社会科学の研究法をも取り入れ、「実証科学」の立場をより強固なものとしてきたことも事実である。近年では、日常生活で生じている様々な問題へ、直接的あるいは間接的に介入していく際に、その背景や必要となる資源、そして、その効果に至るまでの体系性が、心理学でも重要視されるようになってきた。そうした背景にあって、実証主義とは異なる認識論的立場ではあるが、「文脈主義(contextualism)」に基づいた心理学分野の発展も忘れてはならないだろう。この分野では、その研究方法としてのプログラム評価や質的研究法等を積極的に取り入れ、様々な社会資源との協働によって、多くの貴重な研究成果を残している。他の分野の心理学者であっても、その知見から学べることは多い、と考えられる。

三つ目は、心理学が目指す目標や理念に通じることである。様々な関心や対象に違いが現れるのは自明の理であり、批判される理由にはならない。一方で、今般「多様性」が重視されるようになってきた背景の一つに、世界保健機構（WHO）が定める生活機能分類（ICF）が、それまでの疾病の帰結としての障害観を有す「医学モデル」ではなく、さらに、環境が障害を作り出しているとする「社会モデル」でもなく、人が“生きる”ことを3つのレベル（心身機能・身体構造、活動、参加）で捉え、その機能低下を環境因子と個人因子から捉えるという「統合モデル」として論じられるようになったことと無関係ではないだろう。なぜならば、ICFでは、人が“生きる”上での機能の制限や制約を経験する個人を表現する際、その状態や障害を意味する用語の使用を避け、中立的・具体的な言葉を一貫して用いているからだ。用語の使用については慎重にならなければならない。

以上のことから、心理学の研究あるいは教育に携わる者にとって、人の多様性の存在を前提とした研究は必要であり、その際に、研究手法をその目的に応じて使い分けたり、人と環境との相互作用について留意したりすることは重要と言える。また、心理学の研究、教育、そしてその援助実践の一つ一つが、我々の社会における資源として足り得るものと

して位置付けるならば、その資源が、公正に社会に分配されていくための方略も検討していく必要がある。その際、多様性を有する当事者の視点に立ち、既存のサービスを捉え直したり、代替となる資源へのアクセスを改善したり、その開発・設置に資する心理学的研究の推進も重要な課題である。

参考文献・引用文献

- Allport, G. W. (1954). *The nature of prejudice*. Reading, MA: Addison-Wesley.
- Crenshaw, K. (1989). Demarginalizing the intersection of race and sex: A black feminist critique of antidiscrimination doctrine, feminist theory and antiracist politics. *University of Chicago Legal Forum*, 1989(1), 139-167.
- Crocker J, Major B, Steele C. (1998). Social stigma. In: Gilbert D, Fiske ST, Lindzey G, editors. *The handbook of social psychology*. 4. Boston: McGraw-Hill, 504-553.
- Goffman, E. (1963). *Stigma: Notes on the management of spoiled identity*. New York: Touchstone.
- Goodman, D. J. (2011). *Promoting diversity and social justice: Educating people from privileged groups*, 2nd edition, Taylor & Francis (ダイアン・J・グッドマン 出口真紀子 (監訳)・田辺希久子 (訳) 真のダイバーシティを目指して——特権に無自覚なマジョリティのための社会的公正教育, 上智大学出版)
- Jones, E. E., Farina, A., Hestrof, A. H., Markus, H., Miller, D. T., Scott, R. A. (1984). *Social stigma: The psychology of marked relationships*. New York: Freeman.
- Lazarre, J. (1996). *Beyond the whiteness of whiteness: Memoir of a white mother of black sons*, Duke University Press.
- Link, B. G., & Phelan, J. C. (2001). Conceptualizing stigma. *Annual Review of Sociology*, 27, 363-385.
- Meyer, I. H. (2003). Prejudice, social stress, and mental health in lesbian, gay, and bisexual populations: conceptual issues and research evidence. *Psychological Bulletin*, 129(5), 674-697.

実践編に入る前に

社会的属性の例として、国籍・人種・民族・年齢・宗教・言語・地域・心身機能・性・戸籍の表記・学歴・門地等が挙げられるが、これらは配慮すべき多様性の一部である。

以後の実践編では、心理学でよく使用されるテーマや場面の具体的な項目や事例を挙げて、多様性への配慮が不十分な行動や、多様性に配慮した行動についての指針を示している。しかしながら、多様性に対する配慮には、一般的な正解は無く、心理学に関わる者ひとりひとりが文脈や場面に応じた配慮を検討することが必要である。さらに、人の多様性全般に対する理解を深め、自身が関係する人や社会が持つ様々な属性や特性を尊重する気持ちを常に持つことで、その結果として多様性に配慮した行動ができるようになることが必要である。

実践編

1. ジェンダー

適切な対応について考えてみましょう

以下の架空事例では、多様性についての配慮が十分でないと考えられる点が含まれています。多様性への配慮を行う上で、どの部分が問題となっているのか、またどうすれば改善することができるか、事例をもとに考えてみましょう。

■ 事例 1：既婚男性に家事の分担を尋ねる

Aさんは卒業論文で既婚男性の家事の分担がワーク・ライフ・バランスや結婚満足感におよぼす影響を検討しようと思い、既婚男性を対象に、質問紙で家事の分担について以下のように尋ねた。

あなたは一日に平均何時間家事を手伝いますか。

() 時間 () 分

問題であると考えられる点

- 「家事を手伝う」という表現には、家事の主担当は女性で、男性は副担当であるという、ジェンダー・ステレオタイプが含まれていると考えられる。このような表現を用いることは、研究実施者がこういったジェンダー・ステレオタイプを容認していると研究協力者に受け取られる可能性がある。また、こういったメッセージが結果として、研究協力者のジェンダー・バイアスを強める可能性がある等の問題が考えられる。
- また、この結果を科学的結果として発表することによって、さらにジェンダー・ステレオタイプを強めるという社会的影響の問題を考える必要がある。
- ただし、実際に男性が「家事を手伝っている意識」をどれくらい持っているかを調べたいときにはこの限りではない。しかし、この教示のままでは、「家事を手伝っている意識」をきちんと測定できない可能性があるので、工夫する必要があると考えられる。

考えられる改善策

- 一日に平均何時間家事に時間を使っていますか。などジェンダーにかかわらない表現を用いる。

■ 事例 2：単身赴任者の妻を対象とした研究

Bさんは修士論文の中で、単身赴任者の妻のストレスを測定する目的で調査を行い、その調査のタイトルを「単身赴任者の配偶者のストレスに関する調査」とした。

問題であると考えられる点

- 単身赴任者の妻を想定して、配偶者とすることは、単身赴任者は男性であり、その配偶者は妻であるという、ジェンダー・ステレオタイプが含まれているものと考えられる。

考えられる改善策

- たとえば、「単身赴任者の女性配偶者のストレスに関する調査」などとして、対象を明確にする。

検討すべきポイント

- ☐ 質問紙において、ジェンダー・ステレオタイプの含まれない、また、ジェンダー・バイアスのかからない、適切な表現が使われているか（ジェンダーに配慮した）
- ☐ 分析はダイバシティを担保しているか。ジェンダー・ステレオタイプが含まれた、また、ジェンダー・バイアスがかかった一方的な分析になっていないか。
- ☐ 考察はダイバシティを担保しているか。ジェンダー・ステレオタイプが含まれた、また、ジェンダー・バイアスがかかった一方的な考察になっていないか。

多様性のポイント：ジェンダー

ジェンダーとは

ジェンダー（gender）は社会的・文化に形成された性別をさす。また、こういったジェンダーに基づく役割についての固定的な観念（ジェンダー・ステレオタイプ）をもとに、女性と男性の扱いに偏りが出ることをジェンダー・バイアスと言う。無意識的なものの考え方のゆがみや偏りをアンコンシャス・バイアスと呼ぶが、ジェンダー・バイアスはアンコンシャス・バイアス化しやすい。なお、性別は、女性／男性と単純に二分できるものではないが、社会的通念や文化的慣習によって二分されていることに留意する必要がある。

ジェンダー・ステレオタイプの例としては、たとえば、男性は外で働き妻子を食べさせるのが当たり前、女性は家事をこなし子どもを育てるのが役目、女性は社会性に乏しく理性的でない、女性は生産性のない仕事に従事しているから低賃金でも当然、男性の癖に意

気地がない、女性はリーダーなんかやりたがらない、などがあげられる。

ジェンダーに関する問題と報告

この社会的・文化的に形成された性別が問題となるのは、女性はこうである、男性はこうである、といったことがらが、女性だからこうだろう、男性だからこうだろう、あるいは、女性はこうでなければならない、男性はこうでなければならない、といった圧力となり、個人の自由な選択や正当な評価を脅かす点にある。たとえば、「女の子なのにすごいね」といったように、その内容が本人をほめているものであっても、本人の意欲を低下させることが明らかになっている（森永ら，2019）。

従来、性差は心理学の重要な変数の一つとして位置づけられ、さまざまな心理学的測定値において、統計的に有意な性差を見出し報告してきた。これらの性差は固定的な生物学的差異と理解されかねない危険性を持っていたが、ジェンダーの視点が導入される以前には、研究者自身もその言説が世に与える影響にほとんど問題意識を持っていなかった。

また、客観的に測定されたかに見える測定値にすでに測定段階で、シスジェンダー男性に有利な課題や特有の問題になっていたという方法上の問題も無視できない。多くの理論が男性（特にシスジェンダーの男性）研究者によって構築され（川瀬，1997），その根拠となる研究の対象者も白人の中産階級の男性が中心であった。こういった偏った測定の結果、女性が男性の例外、または未成熟段階として位置付けられてきた歴史がある（宗方，1996）。

ジェンダーを扱う上で、注意すべき事項について

これらのことから、心理学が、意図せずして性差別を助長してきた可能性は無視できない。偏った方法で、偏った解釈がなされてきたことは、真理に近づいていないという点で、それぞれの性にとって不利益であるというだけではなく、社会全体としての不利益であることを意識しなければならない。

こういった反省から、心理学において性差を扱う際には、研究方法や結果の分析、考察に至るまで、ジェンダー・ステレオタイプやジェンダー・バイアスを排除した姿勢が期待される。

参考文献・引用文献

川瀬 良美 (1997). 心理学に女性の視点を一男性と女性の相互理解のために 堀野 緑・川瀬

良美・森 和代・上瀬 由美子（編）よくわかる心理学 28 講—女性の視点から福村出版
pp. 12-17.

森永 康子・坂田 桐子・古川 善也・福留 広大（2017）. 女子中高生の数学に対する意欲とステレオタイプ 教育心理学研究, 65, 375-387.

宗方 比佐子（1996）. 社会心理学と女性 宗方比佐子・佐野幸子・金井篤子（編）女性が学ぶ社会心理学 福村出版 pp. 12-24.

2. ジェンダー・アイデンティティ

適切な対応について考えてみましょう

以下の架空事例では、多様性についての配慮が十分でないと考えられる点が含まれています。多様性への配慮を行う上で、どの部分が問題となっているのか、またどうすれば改善することができるか、事例をもとに考えてみましょう。

■ 事例 1：性差を扱う調査

学生 A は、卒業研究として、自己開示の量にみられる性差について、質問紙調査から検討しようと思った。そして、下記のように、質問項目を作成し分析結果を記述した。

〈質問項目〉

あなたの性別を教えてください。

(男・女)

〈分析結果の記述〉

「…自己開示の量について、男女差を検討するために t 検定を実施したところ、女性の方が男性よりも有意に高い得点を示した。その結果、大学生の自己開示の特徴として、男性より女性の方が自己開示を頻繁に行っていることが明らかになった。…」

問題であると考えられる点

- 調査対象者の性をめぐる事柄のうち、どのような側面（たとえば、ジェンダー・アイデンティティ、性に関わる身体的特徴、出生時に割り当てられた性、性的指向など）を尋ねたいのかが、十分に検討されていない。
- 性別欄が二つしかなく、女性／男性以外の性のあり方が想定されていない。

考えられる改善策

- 研究目的と照らし合わせながら、性に関わるどのような事柄を調査対象者に尋ねたいのかを検討する必要がある。たとえば、自己イメージとしての性（後に詳述するジェンダー・アイデンティティ）を質問したい場合には、二者択一で回答できるものではないため、「あなたの思う自分の性（別）について教えてください」などに変更し、自由記述にするなどの改善策が考えられる。
- 論文中に、「本研究では、『女性』『男性』『その他（Xジェンダー・ノンバイナリーな

ど)』を、『あなたの思う自己イメージとしての自分の性（ジェンダー・アイデンティティ）』への回答をもとにグループ化した」などの記載を含める。

- 性をめぐる事柄のうち、どの観点から比較したのかが読者に伝わるように、「男女差」という言葉を用いず、「ジェンダー・アイデンティティによる差」や「出生時に割り当てられた性による差」などとする。
- なお、本来であれば、性はスペクトラムなものであり、カテゴリに分けられるものではないため、どのような分析手法を用いるべきかについても、今後さらなる議論の余地がある。

■ 事例 2：調査対象者に対する敬称の選択

調査対象者に対して、見た目や名前から性（別）を判断し、「さん（ちゃん）」「くん」という敬称を付けて呼び分けを行った。

問題であると考えられる点

- 見た目や名前といった情報から相手のジェンダー・アイデンティティを判断してしまっており、それらが一致しない可能性が想定されていない。

考えられる改善策

- 「さん」「くん」という呼び分けは行わず、共通の敬称を用いるなどする。
- 「さん」に統一することが場や状況にそぐわない場合（e.g., 調査対象者が子どもであり、普段は「さん」を付けて呼ばれることがない場合など）や、日本語以外の言語を用いる必要がある（e.g., Ms./Mr.を用いるなど）といった理由から呼び分けが必要な場合には、調査対象者のプライバシーに配慮しながら、本人の希望を個別に聞く。

■ 事例 3：性をめぐる事柄を扱う調査

調査者 B は月経に随伴して女性が体験する心理的ストレスについて、質問紙調査から検討することを試みた。そして、下記のように、質問項目を作成し分析結果を記述した。

〈問題と目的〉

「…月経は全ての女性に特有の生理的現象であり、成人女性は一ヶ月周期で女性ホルモン濃度の変化の影響を受ける。」

〈方法〉

「…月経に随伴する心理的ストレスについて検討するため、〇〇大学に所属する女子学生 50 名を対象とした調査を実施した。…」

問題であると考えられる点

- 出生時に割り当てられた性が女性である人の中にも月経がない人もいること（e.g., 原発性無月経など）や、ジェンダー・アイデンティティが女性でなくても、月経が生じる人も存在すること（e.g., 後述のトランス男性など）が想定されていない書き方となっている。

考えられる改善策

- 研究目的と照らし合わせると、ジェンダー・アイデンティティのみならず、性に関わる身体的特徴についても調査対象者に尋ねる必要がある。そのため、脚注などで本研究が射程としている対象者の範囲を明示する。たとえば、「本研究においては、ジェンダー・アイデンティティが女性であり、月経の発来を体験した者を対象とする」などが、改善策として挙げられる。
- 質問紙の項目として、ジェンダー・アイデンティティと月経の有無を尋ねる項目を設け、「方法」のところの「女子学生」を「ジェンダー・アイデンティティが女性であり、これまでに月経の発来を体験したことがある学生」などとすることが、一例として挙げられる。

検討すべきポイント

- ☐ ジェンダー・アイデンティティを表現する上で、適切な表現が使われているか
- ☐ 調査の説明や内容が、特定の人々を排除する内容となっていないか
- ☐ 調査の準備段階、および事後の分析や考察においてジェンダー・アイデンティティの多様性について考慮されているか

多様性のポイント：ジェンダー・アイデンティティ

ジェンダー・アイデンティティとは

ジェンダー・アイデンティティ（gender identity）とは、性同一性と訳され、「自己が所属する性別について知っているという感覚のこと」（Stoller, 1964）や、「男性あるいは

女性、あるいはそのどちらとも規定されないものとしての個人の統一性、一貫性、持続性」(Money, 1965)として定義されている。なお、自己の性別の自認を性自認という。ジェンダー・アイデンティティは、出生時に割り当てられた性(sex [gender] assigned at birth)に必ずしも一致するわけではないことや、女性・男性の二つの分類に明瞭に区分できるわけではなく、スペクトラム(連続体)であることを理解することが不可欠である。

ジェンダー・アイデンティティと出生時に割り当てられた性が一致する場合にはシスジェンダー、それが一致しないトランスジェンダーと呼ばれる。出生時に割り当てられた性とジェンダー・アイデンティティがともに女性である者はシスジェンダー女性、男性である者はシスジェンダー男性と呼ばれる。また、トランスジェンダーの場合、ジェンダー・アイデンティティが女性である場合にはトランス女性、男性である場合にはトランス男性と呼ばれる。また、近年では自らのジェンダー・アイデンティティを女性でも男性でもないと認識している者や女性か男性かといった男女二元論的な性別の感覚を持たない者が、日本独自の用語であるXジェンダーを名乗ることもある¹。

ここに挙げた名称以外にも、自らのジェンダー・アイデンティティに沿った自己規定概念を当事者が生み出そうとする動きとも相まって、ノンバイナリーやジェンダー・ノンコンフォーミング、ジェンダークィア、トランスフェミニン/マスキュリンなど、ジェンダー・アイデンティティを表現するための概念名は現在も増え続けている。また、地域や文化によって一般的に用いられる用語も異なる。そのため、ジェンダー・アイデンティティに関わる研究を実施する場合には特に、調査対象とする地域や時代区分においてどのような概念名が普及しているのかを、事前に調べておくことが望ましい。

社会の情勢：トランスジェンダーの脱精神病理化の流れ

2013年に発行されたDSM-5において、トランスジェンダーの医学的疾患名である「性同一性障害(gender identity disorder)」が、「障害」という色合いを薄めた「性別違和(gender dysphoria)」という名称へ変更された(APA, 2013)。また、2018年6月には世界保健機関(World Health Organization: WHO)が、国際疾病分類(International Classification of Diseases: ICD)の最新版の中で、性別違和を精神疾患リストから除外し、名称も「性別不合(gender incongruence)」に変え、「性の健康に関連する状態」のリス

¹本ガイドラインにおいては、トランスジェンダーを、出生時に割り当てられた性とジェンダー・アイデンティティが一致しない状態という広義の意味で使用しているため、Xジェンダーをトランスジェンダーに含めながら概説した。しかし、調査実施時にはそれぞれの枠組みや観点に基づいて、柔軟に包含関係を組み直して良いだろう。

ト内に移動させるべきであるという見解を示した（WHO, 2018）。かつて精神疾患としてみなされていたトランスジェンダーは、脱精神病理化の方向性へと進みつつあると言える。

ジェンダー・アイデンティティを扱う上で、注意すべき事項について

研究などにおいて調査対象者の性（別）を尋ねる場合には、形式主義的に相手の性を聞くのではなく、その必要性を十分に吟味する必要がある。自身の目的に照らし合わせた上で、調査対象者の性を聞く必要があると判断した場合、それがどういう次元での性に関わるのか（ジェンダー・アイデンティティ、性に関わる身体的特徴、出生時に割り当てられた性、性的指向など）を検討することが求められる。多くの心理学研究は調査対象者の意識・態度・行動傾向などを調べる目的で行われることが想定されるため、出生時に割り当てられた性よりも、対象者自身の性の自己イメージを重視し、ジェンダー・アイデンティティを回答してもらうケースが多いただろう。ジェンダー・アイデンティティ以外の要素（たとえば出生時に割り当てられた性や性に関わる身体的特徴など）によって、対象者の性を記述する場合には、その旨についての説明を付す必要がある。

その上で、性が女性と男性という二つに明確に分けることができるという前提（性別二元論）や、ジェンダー・アイデンティティと出生時に割り当てられた性、性役割などが同じであるという前提（シスジェンダー主義）に立っていないかという視点から検討を行う。性別二元論やシスジェンダー主義に立脚するのではなく、ジェンダー・アイデンティティがスペクトラムであり、性は一人ひとりに固有のものであるという想定を持った上で、調査を実施することが望まれる。具体的には、性別欄を自由記述にしたり、分析の簡素化のために選択肢を設ける場合にも、「その他」、「回答しない」、「無回答」といった選択肢を設けたりするなど、シスジェンダー以外の性のあり方も想定されていることが伝わるよう留意する。また、被服行動や化粧行為など²に関連するテーマに関しては、回答者のジェンダー・アイデンティティとそれらが一致しない可能性も考慮に入れた調査設計をすべきである。加えて、性に関わる身体的特徴（月経などの性機能も含む）についての調査を実施する場合、ジェンダー・アイデンティティが女性であっても、（シスジェンダーであれトランスジェンダーであれ）月経がない人もいること、また、ジェンダー・アイデンティティが女性以外の人であっても、月経がある人もいることを考慮に入れた質問や説明の

² ジェンダー・アイデンティティや性役割を表出する身体的外見や服装の選択、装飾品、振る舞いのことを、性（別）表現（gender expression）と呼ぶこともある（APA, 2015）。

仕方をすることが望ましい。

また、面接調査などにおいても、調査対象者の服装や振る舞いをもとに、その人のジェンダー・アイデンティティや性的指向などを決めつけない、開かれた姿勢が重要である。加えて、トランスジェンダーなど、シスジェンダーではない人々を対象とした調査においては特に、対象者のジェンダー・アイデンティティや希望に沿わない代名詞や仮名を用いていないか、注意を払うことが求められる。

なお、ジェンダー・アイデンティティに関連する他のガイドラインとして、APA のウェブサイトや APA Publication Manual (7th edition) の中でも、ジェンダー・アイデンティティに関連する偏見が含まれたものにならないように留意すべき点がまとめられている。トランスジェンダーなどの人々に対して心理的支援にあたる際には、APA (2015) によって、”Guidelines for psychological practice with transgender and gender nonconforming people” (トランスジェンダーならびにジェンダーに非同調な人々への心理的実践のためのガイドライン) が刊行されており、16 の具体的指針が示されている。加えて、トランスジェンダーに関わる専門家から構成される World Professional Association for Transgender Health (WPATH) も、”Standards of care” (トランスセクシュアル、トランスジェンダー、ジェンダーに非同調な人々のためのケア基準) においても、支援者の職務について明記されている。これらの資料も、本ガイドラインと合わせて参照されたい。

参考文献・引用文献

- American Psychiatric Association (2013). *Diagnostic and statistical manual of mental disorders: DSM-5*. Washington, DC: American Psychiatric Pub.
- American Psychological Association (2015). Guidelines for psychological practice with transgender and gender nonconforming people. *American Psychologist*, 70(9), 832–864.
- Money, J. (1965). *Sex research: New developments*. New York: Holt, Rinehart & Winston.
- Stoller, R. J. (1964). A contribution to the study of gender identity. *The International Journal of Psychoanalysis*, No. 45, 220–226.
- World Health Organization. (2018). ICD-11: Classifying disease to map the way we live and die. Retrieved from <https://www.who.int/news-room/spotlight/international-classification-of-diseases> (2021 年 3 月 3 日)
- World Professional Association for Transgender Health. (2012). *Standards of Care for the health of transsexual, transgender, and gender-conforming People* (7th ed.). Retrieved from <https://www.wpath.org/publications/soc> (2021 年 2 月 22 日)

3. 性的指向

実践編：適切な対応について考えてみましょう

以下の架空事例では、多様性についての配慮が十分でないと考えられる点が含まれています。多様性への配慮を行う上で、どの部分が問題となっているのか、またどうすれば改善することができるか、事例をもとに考えてみましょう。

■ 事例 1：恋愛経験を尋ねる

A は卒業論文で過去の恋愛経験が結婚観におよぼす影響を検討するため、質問紙で回答者の性別について尋ね、過去の恋愛経験について以下のように尋ねた。そして、得られた回答について男性と女性ごとに分析をして結婚観との関連を検討した。

あなたの過去の恋愛経験について教えてください。

(1) あなたがこれまでに交際した異性の数を教えてください。

() 人

(2) あなたがこれまでに交際した異性の中で、最後に交際した人との交際期間はどれくらいでしたか。

問題であると考えられる点

- 過去の恋愛経験を尋ねる際に「異性の数」を尋ねているため、異性愛が前提となっており、性的マイノリティ当事者が排除されるように感じてしまう場合がある。
- 分析を行う上で異性愛とそれ以外の性的指向が考慮されておらず、単純に女性と男性に分けての分析が行われている。

考えられる改善策

- 過去の交際経験などを尋ねる際にも、「交際をした人の数」など「異性」に限定せず尋ねる。
- 異性愛でない人々も分析対象に含めるのか、対象とする場合、異性愛者と同じ群として分析を行なうのかという点について、実験計画の段階で検討しておく必要がある。

■ 事例 2：性的指向を尋ねる

B は修士論文の中で、LGBT のアイデンティティについて検討したいと考えている。B は面接調査を行なうため、以下のフォームで面接参加の応募を行った。

(1) あなたの性的指向について教えてください

1. 異性愛者／2. レズビアンもしくはゲイ／3. バイセクシュアル

(2) あなたが恋愛感情を抱く対象について、以下の指標にどの程度当てはまるかをご回答ください。

1. 完全に異性／2. ほとんど異性／3. どちらかといえば異性／4. 異性と同性が同じくらい／5. どちらかといえば同性／6. ほとんど同性／7. 完全に同性

問題であると考えられる点

- (1)「性的指向」の選択肢が「異性愛者」「レズビアンもしくはゲイ」「バイセクシュアル」の3択しか用意されておらず、それ以外の性的指向について想定されていない。
- (1)は自身の性的指向について選択せざるを得ない状況であり、質問紙の配布など調査の実施状況によっては周囲の人物に意図せず性的指向が知られてしまう危険性がある。
- (2)の恋愛感情の選択肢は、恋愛感情があることを前提としたものであり他者に性的魅力を感じない人々にとっては回答が難しい項目である。
- 恋愛対象の「同性」や「異性」が研究対象者の戸籍上の性別を基準としたものなのか、あるいはジェンダー・アイデンティティを基準としたものが不明である。

考えられる改善策

- 性的指向を尋ねる際には、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル以外のセクシュアリティについても尊重し、「4. その他（ ）」などの項目を設け、1～3 に当てはまらない人々が回答できるよう工夫を行なう。
- 調査によって性的指向のカミングアウト（性的指向を他者に打ち明けること）やアウティング（本人が意図しない形で性的指向を他者に知られてしまうこと）が強制されることは避けなければならない。このようなリスクを排除するため、選択肢の中には「回答しない」・「無回答」という項目を設けたり、質問紙を集団に配布して実施する場合には封筒に入れて回収する、性的指向についての質問をテストバッテリーの中盤に差し込むなどの工夫が求められる。
- 恋愛対象の「同性」や「異性」が、自身の戸籍上の性別を基準としたものなのか、ジェンダー・アイデンティティを基準としたものなのか、説明を行った上で尋ねる。
- 恋愛感情がスペクトラム上に当てはまらない人々に配慮するため、「いずれにも当てはまらない」や「恋愛感情を抱かない」などの項目を研究の趣旨に合わせて設定する。
- なお、同性に対して恋愛感情を抱いていても自身を異性愛者だと自覚している者や、自

身のアイデンティティについて探索中の者も存在する。そのため、(1)のように性的指向についてのアイデンティティを尋ねるのか、(2)のように性的魅力を感じる程度を尋ねるのかは、その研究で明らかにしたい内容によって判断を行なう必要がある。

<検討すべきポイント>

- ☐ 性的指向を表現する上で、適切なことばが使われているか
- ☐ 調査の説明や内容が、特定の人々を排除する内容となっていないか
- ☐ 調査の準備段階、および事後の分析や考察において性的指向の多様性が考慮されているか

多様性のポイント：性的指向

性的指向とは

性的指向とは、恋愛感情や性的欲求を抱く対象の性を表す概念である。性的指向の代表的な分類としては、同性に対して恋愛感情や性的欲求を抱くレズビアン（Lesbian: 女性同性愛者）とゲイ（Gay: 男性同性愛者）、異性に対して恋愛感情や性的欲求を抱く異性愛者（Heterosexual）、女性と男性の両方に対して恋愛感情や性的欲求を抱く両性愛者（Bisexual）がある。しかし、必ずしも全ての人が上記のカテゴリに明確に分かれるわけではなく、むしろ異性や同性に対してどの程度恋愛感情や性的欲求を抱くかといったスペクトラム（連続体）上で捉えたほうが役立つことがある。なお、性的指向をスペクトラムによって理解する際にも、スペクトラム上のどこにも位置しないという場合（どの性別に対しても恋愛感情や性的欲求を抱かない場合や、男女の別にかかわらず全てのジェンダーが恋愛感情や性的欲求を抱く対象となる場合など）も性的指向の一つの表現であることを理解することが重要である。

また、異性愛者だった人があるタイミングで両性愛者となる場合のように、性的指向はある程度流動性のある概念であることが近年示されている(e.g., Diamond, 2007; Golden, 1987; Peplau & Garnets, 2000)。当事者を対象とした調査や支援を検討する上では、こうした流動性も念頭に置き、ある時点での性的指向がその後もずっと続いているとは限らないことに注意が必要である。

その他、性感染症や人の性行動を対象とした調査や研究領域においては、「男性と性行為を行なう男性」として MSM（Men who have sex with men）という概念を用いることが

ある。本ガイドラインで紹介したこれらの名称やその意味合いは、時代や文脈によって変遷していくものである。また性的指向の分類が少数派の当事者をさらに周縁化してしまう問題も指摘されており、性的指向を理解するためには既存の分類にとらわれない姿勢も重要である。

性的指向に関する社会の情勢

性的指向を取り巻く社会の情勢としては、同性婚に関する議論が多く取り上げられる。2021 年現在において、世界で同性婚が認められている国は 28 カ国におよび、登録パートナーシップなどの制度も含めると、同性カップルの権利を保証する制度を持つ国・地域は世界中で約 20%にまで達する。わが国においては、同性婚が制度としては認められていないものの、いくつかの地方自治体においては同性パートナーシップ証明制度など同性婚に相当する関係を証明する制度が施行されつつある。また、文部科学省は全国教育委員会等に対して「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施」に関する通達を行っており、その中では性的指向も含んだ性的マイノリティ全般に対する対応が求められている（文部科学省, 2015）。

性的指向を扱う上で、注意すべき事項について

研究内で性的指向を扱う場合、あるいは質問の教示や項目に性的指向に関する表現が含まれる場合に気をつけるべき点としては、以下のようなものが挙げられる。まずは、その表現自体が当事者に対する差別的な意図を含むものではないかということである。例えば、LGB を指す言葉としてレズやホモ、オカマなどといったものが存在するが、これらはいずれも差別的な表現であり「レズビアン」、「ゲイ」、「バイセクシュアル」といった適切な表現を使用するよう、注意が必要である。

また、調査参加者自身の性的指向を尋ねる場合は、性的指向を尋ねる意図や必要性について説明することが重要である。例えば調査タイトルに「性的指向」や「LGB」といった語を含めたり、調査についての説明の中で異性愛者以外の性的指向についても対象とすることを明記するなどの工夫を行なうことが可能であろう。なお、あらかじめ性的指向を尋ねることを説明していたとしても、当事者の中には自身の性的指向を回答することに抵抗を感じる人がいることを留意すべきだろう。調査によって周囲に意図せず回答者の性的指向が知られてしまうことは避けねばならず、プライバシーの守られた空間（実験室・自宅など）で回答してもらい、封筒に入れて提出してもらい、「回答しない」という項目を設けるなど、様々な配慮を検討することが大切である。

続いて、恋愛感情や性的欲求に関する事柄を尋ねる場合に、異性愛以外のセクシュアリティを除外した表現とならないよう注意することが必要である。例えば、参加者に恋愛対象の人物を想像させる場合に、「最も親しい異性」を想像させることは、異性愛であることを前提とした教示であり、その他のセクシュアリティを除外した表現であるといえよう。さらに、当事者を対象とした研究においても、特定のセクシュアリティを排除した表現については注意すべきである。性的指向の研究についてはLGBが取り上げられることがほとんどであるが、これらの分類に当てはまらない当事者が存在することも考慮し、常に自由記述の選択を用意しておくなどの配慮が求められると考えられる。

参考文献・引用文献

- Diamond, L. M. (2007). A dynamical systems approach to the development and expression of female same-sex sexuality. *Perspectives on Psychological Science*, 2, 142-161.
- Golden, C. (1987). Diversity and variability in women's sexual identities. In Boston Women's Psychologies Collective (Eds.), *Lesbian psychologies: Explorations and challenges* (pp. 19-34). Urbana: University of Illinois Press.
- 文部科学省 (2015). 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について 文部科学省ホームページ Retrieved from http://www.mext.go.jp/b_menu/houdho/27/04/1357468.htm (2020 年 12 月 24 日)
- Peplau, L.A., & Garnets, L.D. (2000). A new paradigm for understanding women's sexuality and sexual orientation. *Journal of Social Issues*, 56, 329-350.

4. 人種・民族・国籍

適切な対応について考えてみましょう

以下の架空事例では、多様性についての配慮が十分でないと考えられる点が含まれています。多様性への配慮を行う上で、どの部分が問題となっているのか、またどうすれば改善することができるか、事例をもとに考えてみましょう。

■ 事例 1：異なる民族的背景を持つ群の比較

結果・考察の記述

本研究の結果から、両親が日本人の対象者は、ハーフの対象者に比べて、協調性得点が有意に高いことが明らかになった。これは日本人の協調性が優れているという文化的特徴を反映している。

問題であると考えられる点

- もし研究の中で「ハーフ」という用語を使用する場合、それが蔑称とされてきた歴史を踏まえておく必要がある。どうしても研究の中で用いるのであれば、その意義や定義を明確にした上で、あえてこの用語を用いる必要性を丁寧に説明する必要がある。
- 「協調性得点が有意に高い」という結果について「日本人の協調性が優れている」のよう書くことは、ある民族や文化的背景を持つ群（この場合は「日本人」）を標準として比較群を劣っているかのように価値づけしてしまう問題がある。

考えられる改善策

- 「ハーフ」ではなく「複数の民族的背景を持つ対象者」、「一方の親が外国籍の対象者」など他の表現を用いることを検討できると良い。
- そもそも得点の差は様々な要因によってもたらされており、多義的な考察が可能なはずの結果に対して一義的な価値づけをしていないかを常に注意する必要がある。また得点差を表すのに優劣の表現を用いることは避ける必要がある。

■ 事例 2：研究目的の記述の仕方

本研究では、日本国内の民族的マイノリティ青年が陥りやすい自分の出自への迷い、心理的葛藤等の問題を明らかにする。また彼らにどのような助けが必要になるかを明らかに

するためインタビュー調査を実施する。

問題であると考えられる点

- この研究は、日本国内の民族的マイノリティ青年を対象にした研究を目的としているが、彼らは「陥りやすい」迷いや葛藤といった問題を抱えており、助けが必要な存在であるという一様な仮説が前提にあるように伝わる。

考えられる改善策

- 当事者に必要な支援を明らかにするという研究意義は当然あるが、この研究の中で彼らの多様性はどのように担保できるかを考えてみる。例えば、彼らのもつ他の特徴や強みにも着目した上で、問題提起として「出自への迷い」や「葛藤」を持つことが示されるならば、研究目的はどのように表現できるだろうか？
- 「民族的マイノリティ」という対象群で一括りに扱う必要性や意義を検討し、そこに含まれる者の背景をどこまで明確にするのか研究計画の中で検討できるとよい。

<検討すべきポイント>

- ☐ 人種・民族・文化・国籍による集団を表現する上で、適切な表現が使われているか
- ☐ 調査の説明や内容が、特定の人々を排除する内容となっていないか
- ☐ 調査の準備段階、および事後の分析や考察において個人が所属する集団の多様性について考慮されているか

多様性のポイント：人種・民族・国籍

人種・民族・国籍について

これらの集団に関する心理学研究としては、各集団に属する人々の心理的特徴、アイデンティティの形成過程に関する研究、および集団間の交流（例えば、異文化間交流）において生じる心理に関する研究が代表的であろう。日本は社会学や文化人類学の観点から「単一民族」の思想や「日本人」と「その他（外国人）」といった極端な二分法の存在が指摘されており、このような集団の捉え方の特徴ゆえに、社会集団の体系が比較的均質に

捉えられやすい。したがって多数派—少数派で生じやすい問題は可視化されにくいと思われる。例えば、現在でも多くの心理学研究において対象者の国籍や民族、文化的背景、海外経験を尋ねることは少ないだろう。個人の属性に関する質問は研究目的に関わることだが、国内に一定数存在している集団が少数であるゆえに周辺化されてきた結果ともいえる。したがって、研究者自身が多数派であると少数派の存在を意識化しにくいこと、集団間バイアスといった潜在的な観点に気づきにくいことを知っておく必要がある。さらに自分が所属する集団を基準に考察をしていないか、人種、民族ならびに文化的体系に標準があるような偏った表現をしていないかを注意しておく必要がある。

社会の情勢

日本に在住する外国籍の人口は 200 万人以上（約 2%）とされ、2019 年度まで毎年増加傾向にある（法務省, 2019）。外国籍の児童・生徒の人数も上昇しており（文部科学省, 2019）、また父母の一方が外国籍の子どもは全出生人口の約 3%を占めるようになり、国際結婚も全婚姻件数の 3%程度を推移する（厚生労働省, 2014）。さらに、在留邦人は増加しつづけて 140 万人を超えており（外務省, 2019）、日本人海外留学生数は 2017 年頃から毎年 10 万人程度で推移し、国内に受け入れる留学生も同様に 20 万人程度である（文部科学省, 2020）。新型コロナウイルス感染症で減少があるとしても、このような実態を踏まえ、研究者は調査時に国籍や民族的背景、文化的背景の異なる対象者が含まれている可能性を認識しておく必要があるといえよう。

問題と報告：マイノリティ（少数派）という用語

近年ではマイノリティ（少数派）という用語自体が、例えば、人数が少なく、抑圧され、劣っているという否定的な意味付けがなされるため軽蔑的であるとして、使用を控えるように提案されている。また、そもそも時代の影響を受けやすい用語であり、人口統計学的な概念としての妥当性が指摘されてもいる（APA, 2020）。特に、人種・民族・文化・国籍による集団間比較を行う際に、マイノリティという言葉は「恵まれない」といった曖昧な否定的ラベリングと同義に用いてはならない。代わりに「経済的問題」、「社会的支援の得にくさ」などと具体的に問題を示すほうがよいとされる。また、多数派に対する少数派の意味で「文化的マイノリティ」、「民族的マイノリティ」といった言葉を使う時に、各個人の持つ多様な背景が抑制される可能性を理解しておく必要がある。研究で用いる場合には、定義を明確にし、どのカテゴリーにおける少数派なのか、比較水準になる観点を明確に示すとよいだろう。

注意すべき事項について：名称の使用

例えば研究内で人種・民族・文化・国籍による集団を扱う場合、あるいは質問の教示や項目にこうした集団に関する表現が含まれる場合に気をつけるべき点としては、以下のようものが挙げられる。

まず、人種や民族に関する名称は、時代とともに変化しており、研究者はできるだけ当事者が好ましいと考える名称を採用するようし、否定的な含意を含むラベリングにならないかを慎重に判断する必要がある。また人種名、民族名は固有詞扱いとして、記述する際はできるだけ具体的に国の名称や、その研究対象者の属する集団を表す正式名称を用いることが望ましい。さらに、人種の生物学的定義は否定されているという主張にも留意する必要がある。

また対象となる集団を表す名称には注意が必要である。例えば、日本国内で外国籍の対象や身体的特徴が異なる対象を「外人」と称することがあるが、これは異質性を排除する意味合いを持っており、対象者の表現としては不適切である。また特定の目立つ部分を具体的に表現することや「黒人」、「白人」など肌の色を用いることも、対象者の特徴や属性の記述としては画一的で、ステレオタイプの見方を固定してしまうため適切ではないとされる。

同様に、複数の民族的背景を持つ対象について、近年の日本国内では「ハーフ」という通称が一般的でマスコミ等でも「ハーフタレント」のように扱われるが、この言葉は「半分」を意味するような中傷的な意味合いを含んでいた歴史があり、個人の属性を表す名称としては適切でない場合がある。したがって特定の集団の名称を用いる場合はそれが妥当な名称であるか歴史を含めて検討されるとよく、例えば「複数文化の」、「多民族の」などといった用語を用いること、民族や出身国、地域等、できるだけ具体的な名称を示すほうが適切であろう。

さらに、日本国内の民族的マイノリティ（例えば「在日コリアン」、「帰化日本人」、「アイヌ民族」、「琉球民族」など）に対する偏見や差別は、歴史的経緯からも社会的、心理的に深刻な問題を呈している。おそらく人種・民族・文化・国籍の名称を扱うのは多くの場合、当事者研究、集団間比較を目的とした研究であると思われるが、カテゴリーが新たな差別や特定の集団に対する誤った偏見を産み出す可能性をも踏まえ、自身の研究目的の社会的意義、ならびに結果や考察の記述がもたらす社会的影響に注意しておく必要がある。

参考文献・引用文献

- American Psychological Association. (2020). Racial and Ethnic Identity. In American Psychological Association. (Ed.), *Publication Manual of American Psychological Association* (7th ed., Text Revision). (pp.142-145). Washinton, DC; American Psychological Association.
- 外務省領事局政策課 (2019) . 海外在留邦人数調査統計 Retrieved from <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hojin/> (2020 年 12 月 24 日)
- 法務省 (2019). 在留外国人統計 (旧登録外国人統計) 統計表 Retrieved from http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html (2020 年 12 月 24 日)
- 厚生労働省 (2014). 日本における人口動態: 外国人を含む人口動態統計 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/gaikoku14/index.html>(2020 年 12 月 24 日)
- 文部科学省 (2019). 帰国・外国人児童生徒等の現状について Retrieved from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897.htm (2020 年 12 月 24 日)
- 文部科学省 (2020). 「外国人留学生在籍状況調査」及び「日本人の海外留学者数」等について Retrieved from https://www.mext.go.jp/content/20210330-mxt_gakushi_02-100001342-01.pdf (2020 年 12 月 24 日現在)

5. 注意欠如・多動症

適切な対応について考えてみましょう

以下の架空事例では、多様性についての配慮が十分でないと考えられる点が含まれています。多様性への配慮を行う上で、どの部分が問題となっているのか、またどうすれば改善することができるか、事例をもとに考えてみましょう。

■ 事例 1：実験室で行った実験とその報告

学生 A は、卒業研究の一環で実験を行った。実験室は他の実験者と共同で使用していたため、学生 A の実験には使わない用紙が置いてあった。実験の所要時間は約 60 分であり、実験中に休憩時間を設けなかったため、参加者は実験室に入ってから実験が終わるまで座ったまま過ごした。

学生 A は、上記の実験の結果を卒業論文にまとめた。実験結果を分析する際には、ADHD 特性を測定する質問紙のカットオフ得点を基準に研究対象者が 2 群に分けられた。卒業論文の本文の中で、学生 A は実験結果を「ADHD の人は〇〇（実験の主題）の能力が劣っていることが明らかになった」と報告した。

問題であると考えられる点

- 実施する実験とは関係のないものが実験室に置いてあり、注意が逸れやすくなる可能性がある。
- 長い時間座ったままであることが必要な状況であり、特に実験の後半では集中が途切れている可能性がある。
- 「ADHD の人」という表記は、ADHD の特性がその人の特徴の大部分を表しているかのような印象を与えることがある。しかし、実際には ADHD 特性はその人の行動特徴の一つにすぎない。
- 「ADHD の人は〇〇の能力が劣っている」という表現は、読者に ADHD 特性の高い人に対する誤ったイメージを生じさせる恐れがある。

考えられる改善策

- 実験で使わない用紙や器具などは、別室に移動させる。
- 研究対象者を募集する時点で、実験の所要時間が 60 分程度であることを告知する。実験中に休憩ができる時間を設け、立ち上がる・伸びをするなど軽く体を動かせる時間を作

る。休憩時間を設けることが困難な課題を行う際は、研究対象者を募集する時点で休憩がない旨を記載しておく。また、実験課題を再開する際には、練習試行を行うなど再び集中しやすい環境を整える。

- 研究対象者の呼称には、実態に即した表現を用いる。例えば、本事例では「質問紙Xにおいてカットオフ得点以上を示した人を、『ADHD 特性の高い人』と表記する」などと表現するのが適切である。
- 結果の記述においては、ある属性をもつ集団が優れている（または劣っている）ことを意図しないよう注意を払う。例えば、本事例では「ADHD 特性の高い人は〇〇の処理にかかる時間が長い」などと表現することができる。

■ 事例 2：介入プログラム実施時の工夫

学生Bは、ある特性を有する成人を対象に、介入プログラムの効果検証を行っている。プログラムは全 5 回で、隔週で実施している。開始時間は参加者と調整し、3 回目は午前 10 時、それ以外の回は午前 11 時に決定した。開始時間は、口頭で参加者と確認した。このプログラムでは、毎回宿題の用紙を配布しており、家で記入して次の回で持参してもらう必要がある。宿題の用紙を配布した後は、次の回まで学生Bと参加者が連絡をとることはない。

問題であると考えられる点

- 開始時間のアナウンスが口頭でしかなされておらず、間違いやすい。
- 宿題の実施と持参が、参加者自身の記憶・記録と注意に委ねられており、忘れやすい。

考えられる改善策

- すべての回の開始時間をまとめて、その場で手帳やスケジュール管理アプリに記入してもらうか、初回終了後にメール等で参加者に伝える。
- 実施日の 1～2 日前に、直近の回の実施日時と宿題の内容、宿題を持参する必要があることをメール等で通知する。

他に考えられる工夫

- 宿題の用紙を配布する際、ファイルに入れて渡し、次回はファイルごと持ってきてもらう。
- 配布した用紙が複数ある場合には、ステープラーなどで一つにまとめるか、ファイルに

内容物を記載した紙を貼付する。

<検討すべきポイント>

- ☐ 研究実施時の環境設定は、研究対象者が自身の持てる力を最大限に発揮することができるよう整えられているか
- ☐ 発達障害等の特性のある人の呼称や結果・考察等の記述において、その特性をもった人にネガティブな意味づけをする表現を用いていないか

多様性のポイント：注意欠如・多動症

注意欠如・多動症とは

注意欠如・多動症 (attention-deficit/hyperactivity disorder: ADHD) の特性がある人は、不注意および／または多動性・衝動性に特徴がある。American Psychiatric Association (2013) が作成した DSM-5 によれば、不注意の特性の例として、綿密に注意するのが苦手であることや不注意な間違いをしやすいこと、注意を持続させにくいこと、物をなくしやすいことなどが挙げられる。また、多動性・衝動性の例として、長時間席についているのが苦手であること、落ち着かずそわそわしやすいこと、質問が終わる前に答え始めること、他人の活動に干渉しやすいことなどが挙げられる。不注意と多動性・衝動性の両方の特徴が表れる場合もあるが、いずれかが優勢である場合もあり、個人によって特性の表れ方は様々である。

注意欠如・多動症の特性は児童期までに多く認められる。文部科学省 (2012) は、全国の小中学校を対象に調査を行い、担任教員の回答から、不注意または多動性・衝動性の問題を著しく示すとされた児童生徒が 3.1%いたことを報告した。この調査は教員による評定であり、該当する 3.1%の児童生徒の全員が ADHD の診断を受けた、または診断がつく程度の ADHD 特性を有していたわけではないと考えられることに注意が必要だが、ADHD に近い特性を有する児童生徒が各クラスに 1 名前後いる計算になる。

児童期だけでなく、成人期においても ADHD の特徴が維持される人も多い。子どもの頃に ADHD の診断を受けた人のうち 66~85%の人は、成人期においても ADHD の特徴が持続していることが明らかになっている (Biederman, Mick, & Faraone, 2000)。また、子どもの頃に ADHD と診断された人のうち約 40%が成人期にも ADHD の診断基準を満たしており、約 60%は部分的に症状が持続しているという報告もある (Biederman, 2004)。

注意欠如・多動症に関する問題と報告

ADHD 特性のある人は、精神疾患を併存することが多い。Kessler et al. (2006) による調査では、ADHD の診断を受けた人あるいは ADHD のスクリーニング検査において陽性と判定された人は、気分障害の併存率が 38.3%，不安症の併存率が 47.1%，物質使用障害の併存率が 15.2%であったことが報告されている。ADHD 特性のある人を対象に研究を行う場合、研究内容によっては、精神疾患が交絡要因となっていないか検討することが必要となるであろう。

一方で、ADHD 症状は見落とされやすいことも指摘されている。精神疾患と診断された人のうち ADHD のスクリーニング検査が陽性であった人は、気分障害で 13.1%，不安症で 9.5%，物質使用障害で 10.8%とされている (Kessler et al., 2006)。このことから、精神科では成人期の ADHD が見落とされやすく、併存した精神疾患のみの診断を受けていることも多いということが問題視されている (Kessler et al., 2006)。精神疾患の患者等を対象に研究を行う場合にも、研究内容によっては、ADHD 特性等が交絡要因となっていないかを確認することが必要であると考えられる。

注意欠如・多動症を扱う上で、注意すべき事項について

(1) ADHD 特性のある人を研究の直接の対象者とする場合

研究内容が当事者に対する差別的な意図を含むものでないか、肉体的・精神的に過度に負担を与えるものでないかといった点を事前に検討することが必要とされる。使用する尺度やオリジナルの質問項目に、ADHD 特性のある人について誤解を与える表現が含まれていれば、使用する尺度や質問項目を変更することが必要である。また、長い時間着席したままで課題に取り組むことが必要な実験は、参加者を疲れさせてしまい、結果を歪めてしまう可能性がある。休憩の時間を設けるなど、課題に対する集中を持続させやすくする工夫が望まれる。

医師の診断を受けていない人を対象として ADHD またはその特性と関連した研究を行う場合には、その背景や定義について詳しく記載することが必要である。研究においてどのような基準を採用したのか (DSM や ICD の診断基準、対象者の行動特徴、ADHD 特性を測定する尺度など)、診断または判断を行ったのは誰か (医師、臨床心理士や公認心理師などの資格をもつ人、教員、研究者自身、など) を正しく示す。研究を始める前に、想定する対象者が研究の目的に合っているかを再度検討することが望ましい。研究結果を報告する際には、採用した基準や診断者／判断者に応じた表現を用いるように注意する。例

えば、ADHD 特性を測定する尺度の得点を基準とした場合には、「ADHD の診断を受けた人」という表現は誤りであり、「ADHD 特性のある人」や「ADHD の行動特徴のある人」などと表記するのが望ましい。

ADHD 特性のある人の呼称や結果・考察等の記述において、ADHD 特性のある人にネガティブな意味づけをする表現を用いていないか見直すことも重要である。ADHD の行動特徴はあくまで人の一つの側面にすぎないことから、「ADHD の人」という表現よりも、「ADHD 特性のある（／特性をもつ／特性を有する）人」など、“特性がその人とともにある”というメッセージを含むような表現の方が受け入れられやすいであろう。また、結果や考察においては、「～することができない」、「～の能力が劣っている」などの決めつけや価値判断を伴う表現ではなく、「～を処理するのにかかる時間が長い」など中立的な表現を用いることが望ましい。

(2) ADHD 特性のある人が研究の対象に含まれる可能性がある場合

ADHD 特性のある人が偶然に研究に参加する場合に備えて、内容・手続きともに ADHD 特性のある人も参加しやすい工夫を施しておくといよい。例えば、質問紙の 1 ページあたりの項目数を少なめに設定することや、実験室に不要な物を置かないことなどの工夫が可能である。これらの工夫は、ADHD 特性のある人だけでなく多くの人が最大限のパフォーマンスを発揮するための環境調整とも言える。

参考文献・引用文献

American Psychiatric Association (2013). *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders* (5th ed.). Arlington, VA: American Psychiatric Publishing.

(高橋 三郎・大野 裕 (監訳) (2014). DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル 医学書院)

Biederman, J. (2004). Impact of comorbidity in adults with attention deficit/hyperactivity disorder. *The Journal of Clinical Psychiatry*, 65, 3-7.

Biederman, J., Mick, E., & Faraone, S. V. (2000). Age-dependent decline of symptoms of attention deficit hyperactivity disorder: impact of remission definition and symptom type. *American Journal of Psychiatry*, 157, 816-818.

Kessler, R. C., Adler, L., Barkley, R., Biederman, J., Conners, C., Delmer, O., …Zaslavsky, A. (2006). The prevalence and correlates of adult ADHD in the United States: Result

from the national comorbidity survey replication. *American Journal of Psychiatry*, 164, 716-723.

文部科学省 (2012). 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について Retrieved from
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/__icsFiles/afieldfile/2012/12/10/1328729_01.pdf (2021 年 1 月 5 日)

6. 自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム症

適切な対応について考えてみましょう

以下の架空事例では、多様性についての配慮が十分でないと考えられる点が含まれています。多様性への配慮を行う上で、どの部分が問題となっているのか、またどうすれば改善することができるか、事例をもとに考えてみましょう。

■ 事例 1 観察結果の記述

学生は、卒業論文を書くために幼稚園の年長児クラスで参与観察をしています。クラスの子ども A は、電車のおもちゃを並べて遊ぶことが大好きで、いつも一列に長く並べては、床に寝そべてそれを眺めて楽しんでいます。学生は、時々「長く、つながったね」と話しかけるのですが、子ども A は答えず電車を眺めています。

学生は、子ども A の行動を見て「自閉症スペクトラム障害」があるのではないかと思います。子ども A の行動を心理検査で検討し、予想通りの結果を得ました。学生は、自分の判断は正しいと確信し、子ども A は「自閉症スペクトラム障害」があると論文に記述しました。

問題であると考えられる点

- 幼稚園に参与観察にきているなかで、担任の許可を得ずに心理検査を実施したことは、子ども A の人権への配慮がなされておらず倫理的に問題があると思われる。
- 学生が、心理検査の結果から自己判断をし、「子ども A は自閉症スペクトラム障害がある」と論文に記述したことは、子ども A に「自閉症スペクトラム障害」があると、学生が断定したこととなり、子ども A の人権への配慮がなされておらずに倫理的に問題があると思われる。

考えられる改善策

- 心理検査を実施する前に、まず担任に検査を実施する目的を話して相談をする。担任は、子ども A の保護者に伝えて許可を得る。学生は、担任からの了承を得て実施する。
- 心理検査の結果から「自閉症スペクトラム障害」という用語で記述するのではなく、検査結果と参与観察した内容を分析し、DSM-5 の診断基準等を参考にして、行動特徴を記述する。

■ 事例 2 調査協力の説明時の配慮

大学院に在籍する教員 B は、高等学校における発達障害のある学生の現状を調査するために、B 高等学校を対象に選びました。放課後、教室に教員 30 名程度集めて、調査方法に

についての説明会を行いました。説明は、パワーポイントを使いながら、口頭で行いました。説明会の最後に、調査用紙が各教員に配布され終了となりました。

問題であると考えられる点

- 一斉に教室でパワーポイントを使って口頭で説明が行われた時に、自閉症スペクトラム障害の行動特徴がある教員がいた場合に、説明が十分に理解されない可能性がある。

考えられる改善策

- 調査の方法は、イラストや箇条書きで方法や手順が分かるように、具体的に紙面に示して配布する。
- 説明する場所は、隣の人との距離を保ち、余分な音刺激がない環境を選ぶ。

<検討すべきポイント>

- ☐ 自閉症スペクトラム障害のある当事者を対象とする場合の人権の配慮はなされているか
- ☐ 調査の説明や内容が、自閉症スペクトラム障害のある人に理解しやすいものになっているか
- ☐ 調査環境は、自閉症スペクトラム障害のある人の特性に配慮した場所が用意されているか

多様性のポイント：自閉スペクトラム障害/自閉症スペクトラム症

自閉スペクトラム障害/自閉症スペクトラム症について

自閉症のとらえ方は、時代背景や時代の要請によって、さまざまに変化をしてくれている。1943 年 Kanner によって提唱された幼児自閉症は、極めて特異で重度の障害を持つ児とされていた。翌年 Asperger が「自閉症的精神病質」を提唱したが、明らかに Kanner が提唱したタイプとは違った自閉症状を持つものであった。その後、次々と新しいタイプの自閉症が報告されるようになり、広汎性発達障害などの概念も提唱されるようになり診断に混乱を招くようになった。大きな変化を起こしたのは Wing による自閉症スペクトラム障害（現在は自閉スペクトラム症とも言う）という概念の提唱である。社会性および対人コミュニケーションの困難さ、過度のこだわりと常同行動などの主要徴候をもつものは重度のものから軽度のものまでの一連の症状としてスペクトラムという概念で取り扱われるようになった。この概念によって、自閉症スペクトラム障害は単一疾患ではなくいくつかの障害が集まったヘテロな疾患群であるというコンセンサスを得るようになった。また、2013 年に改訂が行われた DSM-5 では、広汎性発達障害（Pervasive Developmental Disorder:

PDD) から自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害 (Autism Spectrum Disorder: ASD) へ変更された。

社会の情勢

近年、自閉症スペクトラム障害が急激に増え続けていると言われている。土屋 (2018) の論文では 2004 年以降、自閉症への関心や診断対象の低年齢化による増加として発生頻度を 2.5% 程度としている。また現在の乳児検診では 10% を超えるという自治体が増えていると言われている (村田、2018)。その激増の理由として過剰診断、誤診、社会の関心の高まりと誤解などが挙げられているが、環境要因である説もある。

このように急激に増えた自閉症スペクトラム障害を中心とした発達障害のある人の支援のために、発達障害者支援法 (2004 年) が制定された。続いて、学びの場について障害者権利条約の理念を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供することを目的に、2007 年 4 月より特別支援教育が本格実施された。さらに、2011 年 8 月に改正された障害者基本法の施行、2012 年には、就学相談・就学先決定の在り方や合理的配慮、基礎的環境整備、多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進・教職員の専門性向上等を掲げた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」(中央教育審議会初等中等教育分科会報告) が発表された。そして、2016 年 4 月には、障害者差別解消法が施行 (2013 年 6 月制定) され、自閉症スペクトラム障害のある人も含め、障害のある人からの「合理的配慮」の申請により、社会支援を提供しないといけないものとなった。

自閉スペクトラム障害/自閉症スペクトラム症に関する問題と報告

現在では、小西 (2019) らは、おそらく保育や教育現場では、自閉症スペクトラム障害やその境界児は 10~20% くらいに増加しているというのが実感していると述べている。こうした現状を踏まえ、社会情勢で述べたようにさまざまな行政による支援が必要となった。

従来、自閉症スペクトラム障害という用語は、精神科医による診断名であった。しかし、2004 年 12 月に発達障害者を対象とした発達障害者支援法が制定され、2005 年 4 月から施行された。そこに発達障害者支援法における発達障害の定義として「発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」が示された。文部科学省は、特別支援教育を推進するにあたり、これまでの「LD、ADHD、高機能自閉症等」との表記について、国民のわかりやすさや、他省庁との連携のしやすさ等の理由から整理をして、発達障害者支援法の定義の表記に換えた。整理された項目の中には、「学術的な発達障害と行政政策上の発達障害とは一致しない。また、調査の対象など正確さが求められる場合には、必要に応じて障害種を列記することなどを妨げるものではない」などの記述も含まれている。

以上、社会の要請により、自閉症スペクトラム障害に関連する用語が混在している現状がある。

自閉スペクトラム障害/自閉症スペクトラム症を扱う上で、注意すべき事項について

研究で自閉症スペクトラム障害を扱う場合、あるいは質問の教示や項目に自閉症スペクトラム障害に関する用語が含まれる場合に気をつけるべき点としては、以下のようなものが挙げられる。まずは、その用語を使用するときの文脈が、当事者の人権や差別的な影響を及ぼすものではないかということである。先に述べたように自閉症スペクトラム障害に関連する用語の定義が混在している。使用する文脈によって診断名として扱っているのか、行政施策上の支援対象として扱っているのかなど、明らかにする必要がある。例えば、自閉症スペクトラム障害の診断のある人を対象に事例研究をする場合には、研究倫理に則り、当事者（未成年の場合には保護者）の同意を得ることが必要である。自閉症スペクトラム障害のある人の事例研究を報告するときには、対象者が診断を受けていることを明記する。行政施策上の支援としての調査等を行う場合には、調査についての説明の中に、自閉症スペクトラム障害の用語の定義を明記することが必要である。自閉症スペクトラム障害として多様性や連続性が明らかになればなるほど、研究サンプルのバイアスはそこから得られた成果を一般化する際に問題点になってくることも押さえておくことが必要である。また、事例研究をする場合には、自閉症スペクトラム障害は発達障害としての理解をし、発達していくその軌跡を丁寧に捉えた記述が求められる。

自閉症スペクトラム障害という用語が、一般社会のなかで個人の特性を表わす表現としても扱われているが、研究や臨床の対象とするときには、対象者の人権に配慮し、対象者が理解した上で行うことが求められる。常に研究協力に関することの選択、調査においては自由記述などの選択肢を用意しておくなどの配慮が求められると考えられる。

参考文献・引用文献

- Asperger, H. (1944). Die "Autistischen Psychopathen" im Kindesalter. *Archiv für Psychiatrie und Nervenkrankheiten*. 117, 76-136.
- American Psychiatric Association. (2013). Desk Reference to the Diagnostic Criteria for DSM-5 (DSM-5 精神疾患の分類と診断の手引き 高橋三郎・大野裕(監修)(2014). 日本精神神経学会 医学書院)
- 石坂 好樹 (2010). 自閉症概念の歴史的変遷 児童青年精神医学とその近接領域 51 (3) ,296-312
- Kanner L(1943).Autistic disturbances of affective contact. *Nervous Child* 2, 217-250

- 小西 行郎・豊浦 麻記子・小西 行彦・三池 輝久 (2019). 自閉症スペクトラム障害にあたり
しい展開を 病児保育研究, 10, 14-21.
- 森 則夫・杉山 登志郎・岩田 泰秀 (2014). 臨床家のための DSM-5 虎の巻 日本評論社
- 文部科学省 (2007). 特別支援教育について「発達障害の用語使用について」 Retrieved from
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/002.htm (2021 年 1 月 3
日)
- 文部科学省 (2016). 特別支援教育について「発達障害者支援法」 Retrieved from
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1376867.htm (2020 年 12 月
24 日)
- 文部科学省 (2012). 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特
別支援教育の推進 (報告) 概要 Retrieved from
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm
(2020 年 12 月 24 日)
- 内閣府 (2021). 障害を理由とする差別の解消の推進 Retrieved from
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html> (2021 年 1 月 4 日)
- 土屋 賢治 (2009). 最新の自閉スペクトラム症研究の動向 そだちの科学, 31, 10-17.
- 高木 陸郎 (2009). 自閉症-幼児期精神病から発達障害へ 星和書店
- Wing, L. (2005). Reflection on opening Pandora's box. *Journal of Autism and
Developmental Disorders*, 35(2), 197-203.

おわりに

本ガイドラインは、現時点での知見を取り入れ、用語等を説明しながらも、それぞれが様々な状況に応じた配慮を検討できるよう考えて作られた。多様性に関する心理学的知見は他国で発展してきたものが多いのが現状である。しかしながら、日本の文脈で使われることを考え、できる限り日本の文脈に沿うように配慮した。

多様性に対する配慮は、基本的人権が前提としてあり、その上で、それぞれの場面や文脈に応じた形をとることが重要である。そのため、本ガイドラインは、模範的行動や対応を示すガイドラインとは多少異なり、事例を使いながら問題と思われる点や検討すべき点を述べ、それぞれに考えてもらう形をとった。本ガイドラインを参照しながら、それぞれが置かれた状況に合わせた形の配慮がなされることが期待される。

時代とともに、社会を取り巻く状況は変化し、新たな研究や知見が展開されていく。そして、それらの変化とともに、多様性の状況や人々の多様性に対する理解も変容していく。本ガイドラインは、第1版として作成されたものであり、主に心理学がかかわる研究場面での現状に合わせた代表的な多様性を取り上げており、ここでは扱っていない社会的属性や個人的特性も多い。今後、社会の状況と学問の発展に合わせて改訂を重ねていくものである。

心理学における多様性尊重のガイドライン作成ワーキンググループ

鈴木 華子
金井 篤子
飯田 敏晴
植松 晃子
大山 潤爾
佐々木 掌子
佐藤 洋輔
鈴木 美枝子
高橋 純一
田邊 雅子
町田 奈緒士